

農業委員会が定める別段の面積（下限面積）について

農地の売買・贈与・貸借等には農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要ですが、許可要件の一つに所有農地の下限面積が定められています。

下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（北海道では2ヘクタール、都府県では50アール）以上にならないと許可はできないとするものです。

平成22年の農地法改正により、この下限面積を地域の実情に応じて、農業委員会の判断で引き下げて、別段の下限面積を定めることができることになりました。（農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第20条第1項、第2項）

当委員会では、平成24年7月13日に開催された第32回総会において、別段の面積の必要性について審議した結果、下記のとおり決定いたしました。

記

【方針】

下限面積は農地法のとおり50アールとし、別段の面積は設定しない。

【設定しない理由】

（1）農地法施行規則第20条第1項の適用について

2010農林業センサスにおいて、管内の農家の現行の下限面積未満の農地を耕作している農家が、全農家数の4割を上回るものではないため。

（2）農地法施行規則第20条第2項の適用について

2011年の耕作放棄地調査において、管内の放棄地割合は低く、適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在しないため。